



鳥取県公報

平成17年 3月25日(金)
号外第39号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(204)(福祉保健課).....	1
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正(205)(環境政策課).....	2
	銃猟禁止区域の設定の一部改正(2件)(206・207)(＃).....	2
	銃猟禁止区域の指定の一部改正(208)(＃).....	4
	環境美化促進地区の指定の一部改正(2件)(209・210)(循環型社会推進課).....	5
	化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定の一部改正(211)(県民生活課).....	6

告 示

鳥取県告示第204号

昭和46年鳥取県告示第783号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後							改 正 前							
鳥取市	504人	三朝町	35人	日南町	31人		鳥取市	504人	三朝町	35人	南部町	36人		
米子市	298人	北条町	22人	日野町	22人		米子市	298人	北条町	22人	伯耆町	42人		
倉吉市	158人	大栄町	24人	江府町	19人		倉吉市	158人	大栄町	24人	日南町	31人		
境港市	86人	湯梨浜町	50人				境港市	86人	湯梨浜町	50人	日野町	22人		
岩美町	48人	琴浦町	65人				岩美町	48人	琴浦町	65人	江府町	19人		
郡家町	30人	日吉津村	9人				郡家町	30人	日吉津村	9人				
船岡町	17人	淀江町	22人				船岡町	17人	淀江町	22人				
八東町	21人	大山町	63人				八東町	21人	大山町	20人				
若桜町	24人	南部町	36人				若桜町	24人	名和町	25人				
智頭町	32人	伯耆町	42人				智頭町	32人	中山町	18人				

鳥取県告示第205号

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規制地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び智頭町、東伯郡三朝町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡日吉津村、淀江町、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p>	<p>1 規制地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び智頭町、東伯郡三朝町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡日吉津村、淀江町、大山町、<u>名和町、中山町、南部町</u>及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p>

鳥取県告示第206号

平成9年鳥取県告示第679号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間	面 積	名称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
二本松銃 猟禁止区 域	西伯郡大山町二本松地 内の町道殿河内二本松線 と第3防火線南方の山道 との交点を起点とし、同 所から同町道を南方に進 み、土壘に至り、同土壘 を南方に進み、下市川の 西側の支流に至り、同支 流右岸を南方に進み、土 壘に至り、同土壘を西方 に進み、宮川に至り、同	平成9年 11月1日 から平成 19年10月 31日まで	227 ヘク ター ル	二本松銃 猟禁止区 域	西伯郡中山町二本松地 内の町道殿河内二本松線 と第3防火線南方の山道 との交点を起点とし、同 所から同町道を南方に進 み、土壘に至り、同土壘 を南方に進み、下市川の 西側の支流に至り、同支 流右岸を南方に進み、土 壘に至り、同土壘を西方 に進み、宮川に至り、同	平成9年 11月1日 から平成 19年10月 31日まで	227 ヘク ター ル

川左岸を北方に進み、町道二本松線に至り、同町道を北方及び北東に進み、町道庄田二本松線に至り、同町道を北方に進み、土壘に至り、同土壘を東方に進み、第3防火線南方の山道に至り、同山道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	川左岸を北方に進み、町道二本松線に至り、同町道を北方及び北東に進み、町道庄田二本松線に至り、同町道を北方に進み、土壘に至り、同土壘を東方に進み、第3防火線南方の山道に至り、同山道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域
略	略

鳥取県告示第207号

平成13年鳥取県告示第569号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間	面 積	名称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
香取銃猟禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と大山町道岩伏横断道との交点を基点とし、同所から同町道を北方に進み、町道香取線に至り、同町道を東方に進み、町道岩伏横断線に至り、同町道を東方に進み、県道高橋下市停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道赤碕大山線に至り、同県道を南東に進み、農道（通称経塚線）に至り、同農道を南西に進み、町道岩伏線に至り、同町道を南西に進み、同町道終点に至り、同点と林道大平線に位置する標柱とを直線で	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	505ヘクタール	香取銃猟禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と大山町道岩伏横断道との交点を基点とし、同所から同町道を北方に進み、 <u>名和町道香取線</u> に至り、同町道を東方に進み、 <u>中山町道岩伏横断線</u> に至り、同町道を東方に進み、県道高橋下市停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道赤碕大山線に至り、同県道を南東に進み、農道（通称経塚線）に至り、同農道を南西に進み、 <u>中山町道岩伏線</u> に至り、同町道を南西に進み、同町道終点に至り、同点と林道大平線に位置する標柱	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	505ヘクタール

結んだ線を南西に進み、林道大平線に至り、同林道を北西に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を北方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	とを直線で結んだ線を南西に進み、林道大平線に至り、同林道を北西に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を北方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
---	--

鳥取県告示第208号

平成15年鳥取県告示第625号（銃猟禁止区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年 3月28日から施行する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
名称	区 域	存続期間	名称	区 域	存続期間
略			略		
報国銃猟禁止区域	西伯郡大山町報国地内の町道住吉萩原線と町道報国横断1号線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、町道石井垣報国線に至り、同町道を南方に約350メートル進み、銃猟禁止区域の標柱に至り、同標柱から南東に約100メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区所有地の境界との交点に至り、同交点から南方に約100メートル進み、大管別荘分譲地内の道路の北西端に至り、同道路を南方に進み、町道住吉萩原線に通ずる道路に至り、同道路を西方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に約130メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を西方に進み、谷間の山	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	報国銃猟禁止区域	西伯郡中山町報国地内の町道住吉萩原線と町道報国横断1号線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、町道石井垣報国線に至り、同町道を南方に約350メートル進み、銃猟禁止区域の標柱に至り、同標柱から南東に約100メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区所有地の境界との交点に至り、同交点から南方に約100メートル進み、大管別荘分譲地内の道路の北西端に至り、同道路を南方に進み、町道住吉萩原線に通ずる道路に至り、同道路を西方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に約130メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を西方に進み、谷間の山	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

道に至り、同山道を北方に進み、堤の北端に至り、同所から畑と山林との境界の農道を北方に進み、起点に通ずる農道に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	道に至り、同山道を北方に進み、堤の北端に至り、同所から畑と山林との境界の農道を北方に進み、起点に通ずる農道に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
--	--

鳥取県告示第209号

平成 9 年鳥取県告示第766号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年 3月28日から施行する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>1 指定する地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 70%;">地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大山町萩原地 <u>区</u></td> <td style="text-align: center;">大山町</td> <td> 1 県道赤碕大山線の次の 区間 起点 山王橋 終点 西伯郡大山町高 橋1538地先 2 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	地区名	市町村	地区の区域	略			大山町萩原地 <u>区</u>	大山町	1 県道赤碕大山線の次の 区間 起点 山王橋 終点 西伯郡大山町高 橋1538地先 2 略	略			<p>1 指定する地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 70%;">地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中山町萩原地 <u>区</u></td> <td style="text-align: center;">中山町</td> <td> 1 県道赤碕大山線の次の 区間 起点 山王橋 終点 西伯郡中山町大 字高橋1538地先 2 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	地区名	市町村	地区の区域	略			中山町萩原地 <u>区</u>	中山町	1 県道赤碕大山線の次の 区間 起点 山王橋 終点 西伯郡中山町大 字高橋1538地先 2 略	略		
地区名	市町村	地区の区域																							
略																									
大山町萩原地 <u>区</u>	大山町	1 県道赤碕大山線の次の 区間 起点 山王橋 終点 西伯郡大山町高 橋1538地先 2 略																							
略																									
地区名	市町村	地区の区域																							
略																									
中山町萩原地 <u>区</u>	中山町	1 県道赤碕大山線の次の 区間 起点 山王橋 終点 西伯郡中山町大 字高橋1538地先 2 略																							
略																									

鳥取県告示第210号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年 3月28日から施行する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
大山町名和地域休養施設「夕陽の丘神田」地区	大山町	1 西伯郡大山町加茂の一部（大山町名和地域休養施設「夕陽の丘神田」の区域） 2 略 3 町道神田上大山線の次の区間 起点 町道神田旧奈和線 終点 西伯郡大山町加茂字手折2690地先 4 町道神田渡道線の次の区間 起点 町道神田上大山線 終点 西伯郡大山町加茂字手折2576 - 1 地先 5 農道の次の区間 起点 町道神田旧奈和線 終点 西伯郡大山町加茂字手折2685 - 1 地先	名和町地域休養施設「夕陽の丘神田」地区	名和町	1 西伯郡名和町大字加茂の一部（名和町地域休養施設「夕陽の丘神田」の区域） 2 略 3 町道神田上大山線の次の区間 起点 町道神田旧奈和線 終点 西伯郡名和町大字加茂字手折2690地先 4 町道神田渡道線の次の区間 起点 町道神田上大山線 終点 西伯郡名和町大字加茂字手折2576 - 1 地先 5 農道の次の区間 起点 町道神田旧奈和線 終点 西伯郡名和町大字加茂字手折2685 - 1 地先
略			略		
2 略			2 略		

鳥取県告示第211号

平成2年鳥取県告示第455号（化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
1～6 略 7 西伯郡大山町の区域のうち 大山及び御来屋	1～6 略 7 西伯郡大山町の区域のうち 大山 8 西伯郡名和町の区域のうち 大字御来屋

